

ネーミングライツ事業実施契約書（案）

国立大学法人室蘭工業大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設等に乙の愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツに関する基本的な事項を定め、適正かつ円滑な履行を図ることを目的とする。

（ネーミングライツの付与）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる甲の施設等（以下「対象施設」という。）について、本契約に基づきネーミングライツを付与する。

対象施設名：〇〇〇〇（所在地：〇〇〇〇）

2 乙は、本契約に基づき、対象施設の名称に付与される愛称（以下「愛称」という。）を次のとおり使用することができる。

愛称：〇〇〇〇

3 甲は、甲の規程や文書等に正規名称を使用する必要がある場合を除き、愛称の普及に努めるものとする。

4 本契約期間中、愛称の変更は禁止とする。ただし、甲が特に必要と認めるときはこの限りではない。

（契約期間および愛称使用期間）

第3条 本契約の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、本契約が終了した場合には愛称の使用も終了する。

（契約期間の満了と優先交渉）

第4条 甲は、本契約期間の満了後にかかる当該施設等に関するネーミングライツ事業の実施について、乙に対し、優先的に交渉することができる。

（愛称表示サイン・看板等の設置）

第5条 甲は、甲が設置した対象施設および学内サイン類について、乙へのネーミングライツ付与に伴い愛称を表示したサイン・看板等（以下「サイン等」という。）に変更することを了承する。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、対象施設等に新たにサイン等を設置することができる。
- 3 サイン等のデザインや大きさ、設置場所および掲示方法等は、甲乙協議の上、決定する。
- 4 第1項および第2項に基づくサイン等の設置・変更は乙が実施し、その費用は乙が負担する。
- 5 サイン等の所有権は、甲が設置したものについては甲に帰属し、乙が設置したものについては乙に帰属する。
- 6 本契約期間の終了または解約時には、甲が指定する日までに乙費用負担により原状回復を行うものとする。
- 7 前項に規定する原状回復を乙が行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(サイン等の管理)

- 第6条 サイン等の修繕・維持管理に要する費用は乙が負担する。
- 2 サイン等に起因して第三者に損害が生じた場合、当該損害に関する責任は乙が負う。

(ネーミングライツ料)

- 第7条 本契約に基づくネーミングライツ料は、年額〇〇〇万円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。
- 2 乙は、甲の発行する請求書に基づき、指定された期日までに前項の金額を一括で支払うものとする。
 - 3 乙は、前項に定める期日までに納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間につき、年率3%の割合で計算した延滞金を支払うものとする。

(知的財産権の無償利用)

- 第8条 乙が愛称に関し知的財産権を取得した場合、乙は甲に対し、対象施設の運営に必要な範囲で無償利用することを認める。
- 2 愛称が第三者の知的財産権を侵害した場合、乙は自己の責任と費用負担によりこれを解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

(損害賠償)

- 第9条 甲および乙は、本契約を履行しないことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、責めに歸することができない事由による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲および乙は、相手方について次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合、本契約期間中であっても本契約を解除できる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反したとき
- (4) 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) 乙の都合により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- (7) その他、ネーミングライツの付与を取消すことが必要と認めるとき。

2 乙が、前項6号の規定により本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1か月前までに、書面により甲に申し入れるものとする。

(命名権料の返還)

第11条 甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払った命名権料を返還しないものとする。ただし前条第1項第7号に基づき、本契約を解除したときには、命名権料の返還について甲乙協議のうえ決定する。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も有効に存続する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(疑義に対する協議)

第14条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、双方記名のうえ押印し双方各1通を所持するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

甲 北海道室蘭市水元町27番1号
国立大学法人室蘭工業大学
学 長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○